



# 山形県公報

令和3年11月26日(金)  
第259号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) ……1153
- 山形県受動喫煙防止条例の一部の施行期日を定める規則……………(がん対策・健康長寿日本一推進課) ……1158

### 告 示

- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………(最上総合支庁農村整備課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………(森林ノミクス推進課) ……1159
- 森林法に基づく通知に代わる告示……………( 同 ) ……同
- 県道の供用の廃止……………(置賜総合支庁建設総務課) ……1164
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 同 ………………( 同 ) ……同

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則……………1165
- 山形県人事委員会規則5-4(給与の支払監理)等の一部を改正する規則……………1171
- 山形県人事委員会規則6-1(職員の勤務時間に関する条例の施行手続)等の一部を改正する規則……………同

#### 訓 令

- 山形県人事委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令……………1174

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(やまがた幸せデジタル推進課) ……同
- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業・県産品振興課) ……1176
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(村山総合支庁建設総務課) ……同

## 規 則

失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第79号

#### 失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当の支給に関する規則(昭和50年11月県規則第68号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号(表)中「年 月 日交付」を「年 月 日交付【文書番号: \_\_\_\_\_】」に改め、「@」を

削り、

⑮ 任命権者の氏名印		印	
⑲ 任命権者 記載欄		※ 安定所 記載欄	

を

⑮ 任命権者の氏名			
⑲ 任命権者 記載欄	担当課室・係名： 電話番号：	※ 安定所 記載欄	

に

改め、同様式（裏）の退職した職員の注意事項第1項中

「⑮欄には、記載事項に相違ないと認めた場合、氏名を記載して印を押すこと。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに元の任命権者に申し出て訂正すること。」

を

「⑯欄には、記載事項に相違ないと認めた場合、氏名を記載すること。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに元の任命権者に申し出て訂正すること。

記載は正しくすること。偽りその他不正の行為によつて基本手当に相当する退職手当等の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後基本手当に相当する退職手当等を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合がある。」

に

改め、同様式（裏）の任命権者の記載心得第1項中「に印を押したうえ」を「を」に改め、同任命権者の記載心得第2項中「交付した日」を「交付した日及び文書番号」に、「記載し、その印を押す」を「記載する」に、「待期日数」を「待期日数、担当課室・係名及び電話番号」に改める。

別記様式第2号（表）中「年 月 日交付」を「年 月 日交付【文書番号：                   】」に改め、「㊸」を削り、

⑩ 交付機 関	所 在 地	
	名 称	
⑪ 任命権者の氏名印		印

を

⑩ 交付機関	所在地	
	名称	
	連絡先 (担当課室・係名 及び電話番号)	
⑪ 任命権者の氏名		

に

改め、同様式（裏）の退職した職員の注意事項第1項中「記載して印を押す」を「記載する」に改め、同様式（裏）の任命権者の記載心得第1項中「に印を押したうえ」を「を」に改める。  
別記様式第3号を次のように改める。

様式第3号

(表)

失業者退職手当受給資格証

年 月 日交付				資格証 番 号		
受給資格者	氏 名		男・女	年 齢	満 歳	
	住 所 又 は 居 所					
	退 職 年 月 日	年	月	日	退職事由	
	求 職 年 月 日	年	月	日	勤 続 期 間	
	受給期間満了年月日	年	月	日	年 月	
待 期 日 数	日	所 定 給 付 日 数	日			
待 期 満 了 年 月 日	年 月 日	最 初 の 失 業 認 定 日	年 月 日			
失業の認定日及び請求日	毎月	日	基 本 手 当 の 日 額	円		
公 共 職 業 訓 練 等	受講開始 年 月 日	技 手 能 習 得 当	受 講 手 当	日額	円 月 日	支給開始
	受講終了予定 年 月 日		通 所 手 当	月額	円 月 日	支給開始
			寄 宿 手 当	月額	円 月 日	支給開始
任 命 権 者 氏 名						

[注意事項]

- この証は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、受給期間満了年月日まで大切に保管すること。もし、この証をなくしたり、又は、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。
- 失業の認定を受けようとするときは、この証を管轄公共職業安定所に提出すること。
- 受給資格者は「最初の失業認定日」に管轄公共職業安定所に出頭し、待期日数の間における失業の認定を受けること。
- 定められた失業の認定日に出頭しないときは、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができなくなる可能性があること。
- 基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間中に自己の労働によつて収入を得たときは、その旨を必ず届け出ること。
- 偽りその他の行為（5の届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合も該当する。）によつて基本手当に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合があること。
- 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、速やかにその旨届け出ること。
- 所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる最大限の日数であること。



任命権者氏名					
※ 安記 定載 所欄	年月日	支給日数	支給金額	摘要	取扱者
	・				
	・				
	・				

に

改める。

別記様式第9号の3及び別記様式第9号の4（表）中「㊟」を削る。

別記様式第9号の5（表）及び別記様式第9号の6（表）中「申請者氏名 ㊟」を「申請者氏名」に改める。

別記様式第10号（表）中「を超過」を「以上」に、「申請者氏名 ㊟」を「申請者氏名」に改め、同様式（裏）の注意事項第4項中「を超過」を「以上」に改める。

別記様式第11号から別記様式第14号までの規定中「㊟」を削る。

**附 則**

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の失業者の退職手当の支給に関する規則の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の失業者の退職手当の支給に関する規則の様式によるものとみなす。

山形県受動喫煙防止条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年11月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第80号**

**山形県受動喫煙防止条例の一部の施行期日を定める規則**

山形県受動喫煙防止条例（平成30年12月県条例第72号）附則第1項第3号に掲げる規定の施行期日は、令和3年12月24日とする。

**告 示**

**山形県告示第880号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営赤松通り地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年11月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 縦覧に供する場所  
大蔵村役場
- 縦覧に供する期間  
令和3年11月29日から同年12月28日まで
- その他
  - この換地計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - この換地計画については、(1)の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この換地計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この換地計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの換地計画の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第881号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和3年11月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所  
最上郡真室川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
(2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備  
(3) 保安林解除の理由  
道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所  
最上郡真室川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
(2) 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止  
(3) 保安林解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林ノミクス推進課及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第882号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、次のとおり保安林に係る指定施業要件が変更された旨の通知をすべきところ、所有者の所在が不分明であるので、同法第189条の規定により、その通知の内容を鶴岡市役所、酒田市役所及び庄内町役場の掲示場に掲示した。

令和3年11月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市今泉字真台375番1  
(2) 森林所有者の氏名  
鈴木修  
(3) 通知の要旨  
令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市今泉字真台375番1  
(2) 森林所有者の氏名  
鈴木伸一郎  
(3) 通知の要旨  
令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
鶴岡市菱津字六郎谷79番、80番、97番、181番、188番、191番、192番1、193番10から193番12まで、193番14、194番、223番、226番  
(2) 森林所有者の氏名  
本間義則  
(3) 通知の要旨  
令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鶴岡市菱津字六郎谷216番

(2) 森林所有者の氏名

本間五知生

(3) 通知の要旨

令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鶴岡市上田沢字柳屋平32番4

(2) 森林所有者の氏名

亀井種子

(3) 通知の要旨

令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

6 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鶴岡市上田沢字柳屋平42番

(2) 森林所有者の氏名

阿部多一

(3) 通知の要旨

令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

7 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鶴岡市田麦俣字一枚畑48番14

(2) 森林所有者の氏名

遠藤稚芳

(3) 通知の要旨

令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

8 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東田川郡庄内町科沢字東山11番9

(2) 森林所有者の氏名

阿部眞由美

(3) 通知の要旨

令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

9 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東田川郡庄内町科沢字東山11番10、11番15、11番21

(2) 森林所有者の氏名

斎藤浩幸

(3) 通知の要旨

令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

10 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東田川郡庄内町科沢字東山14番4

(2) 森林所有者の氏名

阿部啓一

(3) 通知の要旨

令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

11 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東田川郡庄内町肝煎字板敷8番、48番、96番、103番、107番、113番、116番

(2) 森林所有者の氏名

小林周太

(3) 通知の要旨

令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

12 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東田川郡庄内町肝煎字板敷19番154

(2) 森林所有者の氏名

- 秋葉端午
- (3) 通知の要旨  
令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 13 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷19番182
- (2) 森林所有者の氏名  
森居金一
- (3) 通知の要旨  
令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 14 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷19番182
- (2) 森林所有者の氏名  
長南酉治
- (3) 通知の要旨  
令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 15 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷19番182
- (2) 森林所有者の氏名  
門脇時雄
- (3) 通知の要旨  
令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 16 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷19番182
- (2) 森林所有者の氏名  
長南幸太
- (3) 通知の要旨  
令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 17 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷48番、96番、103番、107番、113番、116番
- (2) 森林所有者の氏名  
阿部博
- (3) 通知の要旨  
令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 18 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷48番、96番、103番、107番、113番、116番
- (2) 森林所有者の氏名  
小林きみ
- (3) 通知の要旨  
令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 19 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷48番、96番、103番、107番、113番、116番
- (2) 森林所有者の氏名  
小林武
- (3) 通知の要旨  
令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 20 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷48番、96番、103番、107番、113番、116番
- (2) 森林所有者の氏名  
小林清太郎
- (3) 通知の要旨

- 令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 21 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷48番、96番、103番、107番、113番、116番  
(2) 森林所有者の氏名  
小林房雄  
(3) 通知の要旨  
令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 22 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷57番、62番、86番1、86番2、91番  
(2) 森林所有者の氏名  
長南孝一  
(3) 通知の要旨  
令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 23 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷57番、62番、86番1、86番2、91番、107番  
(2) 森林所有者の氏名  
長南金也  
(3) 通知の要旨  
令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 24 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷57番、62番、86番1、86番2、91番、107番  
(2) 森林所有者の氏名  
長南実  
(3) 通知の要旨  
令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 25 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷57番、62番、86番1、86番2、91番、107番  
(2) 森林所有者の氏名  
遠田如一  
(3) 通知の要旨  
令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 26 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷61番、88番  
(2) 森林所有者の氏名  
長南さい子  
(3) 通知の要旨  
令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 27 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷65番、72番、77番、107番、字大越山1番3、1番4、1番54から1番56まで、  
字高森38番  
(2) 森林所有者の氏名  
斎藤勝喜  
(3) 通知の要旨  
令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 28 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷107番  
(2) 森林所有者の氏名  
長南喜男  
(3) 通知の要旨  
令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

- 29 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷107番  
(2) 森林所有者の氏名  
志田正美  
(3) 通知の要旨  
令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 30 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷107番  
(2) 森林所有者の氏名  
小林恒男  
(3) 通知の要旨  
令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 31 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷107番  
(2) 森林所有者の氏名  
早坂多市  
(3) 通知の要旨  
令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 32 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷110番  
(2) 森林所有者の氏名  
斎藤多一  
(3) 通知の要旨  
令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 33 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字板敷117番から124番まで、125番1、125番2、126番、128番  
(2) 森林所有者の氏名  
大場利秋  
(3) 通知の要旨  
令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 34 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字大越山1番4、1番54から1番56まで、字高森38番  
(2) 森林所有者の氏名  
門脇茂  
(3) 通知の要旨  
令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 35 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字大越山1番31  
(2) 森林所有者の氏名  
齋藤定子  
(3) 通知の要旨  
令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 36 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字大越山1番33  
(2) 森林所有者の氏名  
山内昌士  
(3) 通知の要旨  
令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 37 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市北俣字荒砥沢35番3から35番5まで

(2) 森林所有者の氏名  
今野昭八

(3) 通知の要旨

令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

38 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市北俣字荒砥沢36番6

(2) 森林所有者の氏名  
今野弘

(3) 通知の要旨

令和3年9月15日付け農林水産省告示第1569号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

**山形県告示第883号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり廃止する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和3年11月26日から同年12月10日まで縦覧に供する。

令和3年11月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 板谷米沢停車場線
- 2 供用廃止の区間 米沢市福田町一丁目1652番5から  
同 門東町二丁目993番4まで
- 3 供用廃止の期日 令和3年11月26日

**山形県告示第884号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和3年11月26日から同年12月10日まで縦覧に供する。

令和3年11月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 酒田停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
酒田市幸町一丁目105番から 同 まで	旧	19.2メートル } 19.2	62メートル
同 上	新	24.6メートル } 19.2	同 上

**山形県告示第885号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和3年11月26日から同年12月10日まで縦覧に供する。

令和3年11月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 鶴岡羽黒線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
鶴岡市羽黒町手向字院主南1番31地先から 同 羽黒山33番48地先まで		旧	70.0メートル } 6.3	メートル 2,063
			117.8メートル } 17.0	メートル 2,978
同	上	新	117.8メートル } 15.5	同上

### 人事委員会関係

#### 規 則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年11月26日

山形県人事委員会  
委員長 安 孫 子 俊 彦

#### 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。  
別記様式第1号中「（年月日提出）」を「年月日提出」に、

「（記名押印又は署名）」を「」に改め、

「（証明書類 通添付）」及び「＜該当する□にレ印を付すこと＞」を削り、同様式の記入上の注意第4項中「死亡」を「死亡、就職、離職」に改める。

別記様式第2号中「氏名   印」を「氏名」に、「認印」を「確認」に改める。

別記様式第3号中 印 を 受命確認 に改める。

別記様式第3号の2中 印 を 受命確認 に、印 を 受命確認 に改める。

別記様式第3号の3中「押印」を「確認」に、同様式の注書第4項中「押印欄」を「確認欄」に、「押印すること」を「確認した旨を示すこと」に改める。

別記様式第4号中「記名押印又は署名」及び「（該当する□にレ印を付する。）」を削り、

<p>記入上の注意</p> <p>1 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、自動二輪車、自動車、〇〇線、〇〇新幹線等の別を記入する。この場合において、交通用具の種類を記入するときは、規則第93条の2に規定する自動車等と二輪車等の区別が明確にわかるようにすること。</p> <p>2 「乗車券等の種類」欄には、定期券（6箇月）、10枚綴回数券、優待乗車券等の別を記入する。</p> <p>3 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券（6箇月）の価額、10枚綴回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入する。</p> <p>4 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。</p> <p>5 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">総通勤距離</td> <td style="padding: 2px;">. km</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">総所要時間</td> <td style="padding: 2px;">分</td> </tr> </table>	総通勤距離	. km	総所要時間	分
総通勤距離	. km				
総所要時間	分				

を

記入上の注意	総通勤距離	. km	総所要時間	分
<p>1 「届出の理由」欄中「4 通勤経路の変更」及び「5 通勤方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「6 運賃等の負担額の変更」には勤務態様の変更（交替制勤務から普通勤務への変更等）による負担額の変更を含む。</p> <p>2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、自動二輪車、自動車、〇〇線、〇〇新幹線等の別を記入する。この場合において、交通用具の種類を記入するときは、規則第93条の2に規定する自動車等と二輪車等の区別が明確にわかるようにすること。</p> <p>3 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等（定期券（〇箇月）、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別）を記入する。</p> <p>4 「左欄の乗車券等の額」欄には、通勤に使用する乗車券等（定期券（〇箇月）、〇枚綴回数券、優待乗車券等）の額を記入する。</p> <p>5 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。</p> <p>6 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。</p>				

に、

記入上の注意	総通勤距離	. km	総所要時間	分
<p>1 *欄は□7にレ印を付した職員のみ記入する。</p> <p>2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、自動二輪車、自動車、〇〇線等の別を記入する。この場合において、交通用具の種類を記入するときは、規則第93条の2に規定する自動車等と二輪車等の区別が明確にわかるようにすること。</p>				

を

記入上の注意	総通勤距離	. km	総所要時間	分
<p>1 *欄は□7にレ印を付した職員のみ記入する。</p> <p>2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、自動二輪車、自動車、〇〇線等の別を記入する。この場合において、交通用具の種類を記入するときは、規則第93条の2に規定する自動車等と二輪車等の区別が明確にわかるようにすること。</p>				

に改

める。

別記様式第4号の2中「認 印」を「確 認」に、「氏名

印」を「氏名」に改める。

別記様式第6号を次のように改める。



## 〔裏面〕

## 記入上の注意

- 1 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まない額を記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合（例：光熱費込みの下宿代）又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合（例：まかない付下宿代）で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額（光熱費込みの下宿代又はまかない付下宿代）を記入して差し支えない。なお、この場合には該当するものにレ印を付するものとする。
- 2 家賃額の改定等居住の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。
- 3 「配偶者等が居住する借家・借間」欄は、単身赴任手当を支給される職員が届け出る場合のみ記入する。

別記様式第7号中「氏名 印」を「氏名」に、「認印」を「確認」に改める。

別記様式第8号中 「(記名押印又は署名)」を

「 」に改め、「印」を削り、「認印」を「確認」に改める。

別記様式第9号を次のように改める。

別記様式第9号

単 身 赴 任 届

年 月 日提出

任命権者 殿	職 名	氏 名
勤務公署名	所在地	
届出の理由	<input type="checkbox"/> 1新規 <input type="checkbox"/> 2異動 <input type="checkbox"/> 3転居（ <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者）※4に該当する場合を除く。 <input type="checkbox"/> 4配偶者と同居 <input type="checkbox"/> 5その他（ ）	
上記事実の発生年月日 年 月 日		

人事委員会規則5-1第122条の規定に基づき次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。

1 異動直前の居住状況等（届出の理由が「1新規」以外の場合は記入不要）

異動の発令年月日	年 月 日
本人の住居	
同居者	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子（生年月日 ） <input type="checkbox"/> 子（生年月日 ） <input type="checkbox"/> 子（生年月日 ） <input type="checkbox"/> 子（生年月日 ）

2 現在の居住状況等（届出の理由が「4配偶者と同居」の場合は記入不要）

配偶者と別居した年月日	年 月 日
配偶者と別居した事情	<input type="checkbox"/> 配偶者が父母、義父母又は同居の親族を介護 <input type="checkbox"/> 配偶者が在学する同居の子を養育 <input type="checkbox"/> 配偶者が引き続き就業 <input type="checkbox"/> 配偶者が自宅を管理 <input type="checkbox"/> その他（ ）
本人の住居	入居年月日 年 月 日
本人の住居における同居者	<input type="checkbox"/> 子（生年月日 ） <input type="checkbox"/> 子（生年月日 ） <input type="checkbox"/> 子（生年月日 ） <input type="checkbox"/> その他（続柄 ） <input type="checkbox"/> その他（続柄 ） <input type="checkbox"/> その他（続柄 ） <input type="checkbox"/> その他（続柄 ）
配偶者の住居	異動直前の本人の住居と { <input type="checkbox"/> 同じ。 <input type="checkbox"/> 異なる。（配偶者の住居及び入居年月日を記入） 配偶者の住居： 入居年月日： 年 月 日

(1) 異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

（異動に伴って配偶者とともに住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は記入不要）

職員 記入 欄	順路	通勤方法の別	区 間		
	1		住居	から（ 経由）	まで
	2			から（ 経由）	まで
	3			から（ 経由）	まで
	4			から（ 経由）	まで
	5			から（ 経由）	まで

任命権者 記入欄	順路	通勤方法の別	区 間			距 離
	1		住居	から（ 経由）	まで	. km
	2			から（ 経由）	まで	. km
	3			から（ 経由）	まで	. km
	4			から（ 経由）	まで	. km
	5			から（ 経由）	まで	. km
計（規則第118条の規定による通勤距離）						. km

(2) 配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

（異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは記入不要）

職員 記入 欄	順路	通勤方法の別	区 間			
	1		住居	から（	経由）	まで
	2			から（	経由）	まで
	3			から（	経由）	まで
	4			から（	経由）	まで
	5			から（	経由）	まで

任命 権者 記入 欄	順路	通勤方法の別	区 間			距 離	
	1		住居	から（	経由）	まで	. km
	2			から（	経由）	まで	. km
	3			から（	経由）	まで	. km
	4			から（	経由）	まで	. km
	5			から（	経由）	まで	. km
計（規則第118条の規定による通勤距離）						. km	

(3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

職員 記入 欄	順路	交通方法の別	区 間			
	1		住居	から（	経由）	まで
	2			から（	経由）	まで
	3			から（	経由）	まで
	4			から（	経由）	まで
	5			から（	経由）	まで

任命 権者 記入 欄	順路	交通方法の別	区 間			距 離	
	1		住居	から（	経由）	まで	. km
	2			から（	経由）	まで	. km
	3			から（	経由）	まで	. km
	4			から（	経由）	まで	. km
	5			から（	経由）	まで	. km
計（給与条例第12条の7第2項の規定による交通距離）						. km	

記入上の注意

- 「届出の理由」欄中「2異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、公署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者又は当該者の配偶者が、住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。
- 「1 異動直前の居住状況等」及び「2 現在の居住状況等」において「異動」とは、別居の原因となつた公署を異にする異動又は同一公署内における異動若しくは職務内容の変更等をいう。
- 在勤する公署が移転した者にあつては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。
- 県企業職員若しくは規則第120条第1項の職員から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなつた者、再任用職員又は公益的法人等派遣条例第2条第1項に規定する派遣から職務に復帰した者にあつては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」、「採用」又は「復帰」と読み替えて記入する。
- 「通勤方法の別」欄及び「交通方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩、〇〇線等の別を記入する。
- 別居後に配偶者を欠くこととなつた場合は、異動直前に配偶者がいないものとした場合について記入する。

別記様式第10号中「氏 名 印」を「氏 名」に、「認印」を「確認」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。

- 2 扶養親族届、扶養手当認定簿、時間外勤務等命令簿、宿日直勤務命令簿、管理職員特別勤務実績簿、通勤届、通勤手当認定簿、住居届、住居手当認定簿、特地勤務手当（又はへき地手当）に準ずる手当に係る住居移転届、単身赴任届及び単身赴任手当認定簿の様式については、当分の間、改正後の別記様式第1号から別記様式第4号の2まで及び別記様式第6号から別記様式第10号までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

山形県人事委員会規則5-4（給与の支払監理）等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月26日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

**山形県人事委員会規則5-4（給与の支払監理）等の一部を改正する規則**

（山形県人事委員会規則5-4の一部改正）

第1条 山形県人事委員会規則5-4（給与の支払監理）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「に係る押印をしなければ」を「をしたことを適宜の方法により示さなければ」に改め、同項ただし書中「遠隔の地に勤務する等の理由により押印する」を「職員別給与簿にその受領をしたことを示す」に改める。

第11条中「誤記した者が押印する」を「誤記の訂正をした者を確認することができるようにする」に、「の押印」を「の確認」に改める。

第12条第4項を削る。

別記様式(2)から別記様式(4)までの規定中「印」を「確認」に改める。

（山形県人事委員会規則6-2の一部改正）

第2条 山形県人事委員会規則6-2（職員等の旅費に関する条例の施行手続）の一部を次のように改正する。

第5条第3項を削る。

第7条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

別表第1の3中 

印
---

 を 

受命 確認
----------

 に改め、同表の備考第2項及び第3項中「押印する」を「確認した旨

を示す」に改める。

別表第3（第4号様式）中「印」を削る。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（職員別給与簿（一般用）等に関する経過措置）

2 職員別給与簿（一般用）、職員別給与簿（処理済相殺用）及び職員別給与簿（特例計算用）の様式については、当分の間、第1条の規定による改正後の山形県人事委員会規則5-4（給与の支払監理）別記様式(2)から別記様式(4)までにかかわらず、なお従前の例によることができる。

（旅行命令簿等に関する経過措置）

3 旅行命令簿及び扶養親族移転料仕訳書の様式については、当分の間、第2条の規定による改正後の山形県人事委員会規則6-2（職員等の旅費に関する条例の施行手続）別表第1の3及び別表第3（第4号様式）にかかわらず、なお従前の例によることができる。

山形県人事委員会規則6-1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月26日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

**山形県人事委員会規則6-1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）等の一部を改正する規則**

（山形県人事委員会規則6-1の一部改正）

第1条 山形県人事委員会規則6-1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削り、同様式の備考中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第5項まで

を1項ずつ繰り上げる。

別記様式第2号中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

（山形県人事委員会規則6-3の一部改正）

第2条 山形県人事委員会規則6-3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第4号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第5号（第1面）中「㊟」を削り、「本人印」を「本人確認」に、「決裁」を「確認」に、「押印する」を「確認する」に改め、同様式（第2面）及び同様式（第3面）中「本人印」を「本人確認」に、「決裁」を「確認」に、「押印する」を「確認する」に改める。

別記様式第6号（第1面）中「㊟」を削り、「本人印」を「本人確認」に、「決裁」を「確認」に、「押印する」を「確認する」に改め、同様式（第2面）及び同様式（第3面）中「本人印」を「本人確認」に、「決裁」を「確認」に、「押印する」を「確認する」に改める。

（山形県人事委員会規則7-5の一部改正）

第3条 山形県人事委員会規則7-5（職員の退職管理に関する規則）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「㊟」を削る。

（山形県人事委員会規則13-1の一部改正）

第4条 山形県人事委員会規則13-1（職員の不利益処分審査に関する規則）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「記名押印又は署名を」を「記名」に改める。

第45条第4項中「記名押印又は署名して」を「記名して」に改める。

別記様式第1号中「㊟」を削り、同様式の注書中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

別記様式第2号中「㊟」を削り、同様式の注書第1項を削り、同注書第2項を同注書とする。

別記様式第3号中「㊟」を削り、同様式の注書中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

別記様式第4号中「㊟」を削り、同様式の注書中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

別記様式第5号中「㊟」を削り、同様式の注書中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

別記様式第6号中「㊟」を削り、同様式の注書中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

別記様式第7号（その1）中「㊟」を削り、同様式の注書中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

別記様式第7号（その2）中「㊟」を削り、同様式の注書第1項を削り、同注書第2項を同注書とする。

別記様式第8号（その1）中「㊟」を削り、同様式の注書第1項を削り、同注書第2項を同注書とする。

別記様式第8号（その2）中「㊟」を削り、同様式の注書第1項を削り、同注書第2項を同注書とする。

別記様式第9号中「㊟」を削り、同様式の注書中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

別記様式第10号中「㊟」を削り、同様式の注書第1項を削り、同注書第2項を同注書とする。

別記様式第11号中「㊟」を削り、同様式の注書第1項を削り、同注書第2項を同注書とする。

別記様式第12号中「㊟」を削り、同様式の注書中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

別記様式第13号中「㊟」を削り、同様式の注書第1項を削り、同注書第2項を同注書とする。

別記様式第14号（その1）中「㊟」を削り、同様式の注書第1項を削り、同注書第2項を同注書とする。

別記様式第14号（その2）中「㊟」を削り、同様式の注書第1項を削り、同注書第2項を同注書とする。

別記様式第15号中「㊟」を削り、同様式の注書第1項を削り、同注書第2項を同注書とする。

別記様式第16号中「㊟」を削り、同様式の注書第1項を削り、同注書第2項を同注書とする。

別記様式第18号中「㊟」を削り、同様式の注書中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

（山形県人事委員会規則13-2の一部改正）

第5条 山形県人事委員会規則13-2（職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関する規則）の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第6条第2項中「記名押印又は署名しなければ」を「記名しなければ」に改める。

別記様式第1号中「氏 名）印」を「氏 名）」に改め、同様式の備考第1号を削り、同備考第2号を同備考とする。

別記様式第2号中「氏 名）印」を「氏 名）」に改め、同様式の備考を削る。

別記様式第3号中「氏 名）印」を「氏 名）」に改め、同様式の備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

別記様式第4号（その1）中「氏 名）印」を「氏 名）」に改め、同様式の備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

別記様式第4号（その2）中

氏	名	印

を

氏	名

に改め、同様式の備考を削る。



別記様式第5号中「氏 名）印」を「氏 名）」に改め、同様式の備考を削る。

別記様式第6号中「氏 名）印」を「氏 名）」に改め、同様式の備考第1号を削り、同備考第2号を同備考とする。

別記様式第7号中「氏 名）印」を「氏 名）」に改め、同様式の備考を削る。

（山形県人事委員会規則14-1の一部改正）

第6条 山形県人事委員会規則14-1（職員団体の登録に関する条例の施行手続）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第6号まで及び別記様式第15号中「㊟」を削る。

（山形県人事委員会規則14-5の一部改正）

第7条 山形県人事委員会規則14-5（聴聞の手続に関する規則）の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第3項中「、主宰者がこれに記名押印しなければ」を「なければ」に改める。

別記様式第3号、別記様式第4号及び別記様式第6号から別記様式第8号までの規定中「（記名押印又は署名）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

## 訓 令

## 山形県人事委員会訓令第2号

事務局

山形県人事委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年11月26日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

## 山形県人事委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県人事委員会公文書管理規程（令和2年3月県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。  
第16条第2項中「受領印」を「署名」に改める。

別記様式第2号中「確認印」を「確認者」に、「受領印」を「受領者」に改める。

## 附 則

- この訓令は、公布の日から施行する。
- この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワーク運用管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年11月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 入札の場所及び日時
  - 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
  - 日時 令和4年1月6日（木）午前10時
- 入札に付する事項
  - 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワーク運用管理業務 一式
  - 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 契約期間 契約締結の日から令和7年1月31日まで
  - 入札方法 調達をする役務が提供される令和4年2月1日から令和7年1月31日までの期間に相当する料金の総価のうち令和4年2月分から同年3月分までの2箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総価のうち同年2月分から同年3月分までの2箇月分に相当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 入札参加者の資格  
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
  - 令和3年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和3年1月29日付け県公報第175号）により公示された資格を有すること。
  - 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
    - 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその

支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部やまがた幸せデジタル推進課基幹ネット担当 電話番号023(630)2098

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和3年12月17日（金）午後3時まで山形県みらい企画創造部やまがた幸せデジタル推進課基幹ネット担当に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Operation management work of the Yamagata Prefectural Government's central communication network, 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. January 6, 2022

(3) Contact point for the notice: Yamagata Happy Digital Promotion Division, Department for Innovation, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2098

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに東根市役所において令和4年3月28日まで縦覧に供する。

令和3年11月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ツルハドラッグ東根羽入店  
東根市羽入東3008番481外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
N T T ・ T C リース株式会社 東京都港区港南一丁目2番70号  
代表取締役 成瀬 明弘
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号  
代表取締役 八幡 政浩
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和4年7月16日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,208平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 45台
  - (2) 駐輪場の収容台数 10台
  - (3) 荷さばき施設の面積 40平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 4立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - イ 開店時刻 午前8時
    - ロ 閉店時刻 翌午前0時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時30分から翌午前0時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日  
令和3年11月15日
- 9 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年3月28日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年11月26日

山形県村山総合支庁長 武 田 啓 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム） 1,513,000キログラム
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係 山形市鉄砲町二丁目19番68号 電話番号023(621)8185

3 落札者を決定した日 令和3年10月27日

4 落札者の名称及び所在地

山形ソルト商事株式会社 山形市流通センター一丁目10番地1

5 落札金額 1キログラム当たり22.8円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

令和3年9月14日

令和3年11月26日印刷  
令和3年11月26日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県